

国民健康保険の退職者医療制度

会社などを退職して年金（厚生年金など）を受けられる65歳未満の方とその家族（被扶養者）は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

■対象になる方

次の条件のどちらにもあてはまる被保険者と、その被扶養者が対象です。

- ① 65歳未満で国保に加入している方
- ② 厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方

■被扶養者（扶養家族）とは

退職被保険者とともに生活し、主に退職被保

険者の収入によって生計を維持している下記の条件すべてにあてはまる方です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族、または配偶者の父母と子
- ② 65歳未満で国保に加入している方
- ③ 年間の収入が130万円（60歳以上の方や障がい者は180万円）未満の方

■加入手続き

年金受給権の発生した日から、退職被保険者制度の適用資格を得ます。年金証書を受け取ったら年金証書と現在お使いの国民健康保険証および印鑑を持って、14日以内に窓口へ届け出てください。新しい国民健康保険証が交付されます。なお、医療費の自己負担割合は一般の国保と同様です。

■問合せ 福祉保健課医療給付係

☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので注意してください。

届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為	農振法	農林商工課
森林を伐採したり他の用途に転用	森林法	農林商工課

国税専門官を募集

■受験資格

- 昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方
- 平成元年4月2日以降生まれの方で①大卒および平成23年3月までに大学を卒業する見込みの方②人事院が①と同等の資格があると認める方

■受験申込受付期間

4月1日(木)～4月14日(水) (4月14日の消印有効)

■試験日

- 第1次試験 6月13日(日)
- 第2次試験 7月20日(火)～7月27日(火)のうち指定する日

■試験地 第1、第2次試験とも道内は札幌市

■合格発表 ○第1次 7月6日(火)

○最終発表 8月20日(金)

■問合せ 札幌国税局人事第二課人事専門官

☎ 011-231-5011 内線2315

北見税務署総務課 ☎ 23-7151

岩田地崎建設(株)(本社・札幌市) 大谷地区の水道施設 作業道を整備

北海道横断自動車道の建設工事を行っている岩田地崎建設(株)(本社・札幌市、岩田圭剛社長)に、大谷地区の水道施設作業道整備にご協力をいただきました。

同社の地域貢献の一環として作業していただきました。

3月5日に役場で、菊池町長から岩田地崎建設の内山 忠執行役員土木部長に礼状を手渡しました。



地域貢献の一環で、町内施設の修繕など



村井建設(株)(本社・北見市) 訓小のバス停塗装など

町内で北海道横断自動車道を建設している村井建設(株)(村井泰彦社長)に、3月13日と14日、訓子府小学校の玄関などを整備していただきました。

村井建設の地域貢献の一環で、訓小の低学年・高学年用玄関階段修繕、スキー板置き場のゴムマット敷き、スクールバス停屋根などの塗装、校舎前庭の排雪をしていただきました。

町と町教育委員会から礼状を贈ったほか、訓小からは、感謝状が贈られました。

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- ◆ 開発行為とは
 - ① 土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
 - ② 特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
- これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、事前に建設課管理係へご相談ください。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- 建築確認申請が必要な地域
 - ① 西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
 - ② 東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- 建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
 - ① 倉庫、車庫などで100㎡以上
 - ② 木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
 - ③ 木造以外で2階建て以上、

または延べ面積が500㎡以上

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- 届け出対象工事
 - 床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 届け出の時期・届け出先
 - 工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課 ☎ 47-2118 役場1階 窓口4番